

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための  
表示等情報提供に関するガイドライン  
(一般社団法人 日本科学機器協会 自主ガイドライン)

## 1. 背景と目的

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第18条に基づいて、製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するため、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の提供方法等について、一般社団法人 日本科学機器協会（以下「日科協」という。）としての自主ガイドラインを策定したものです。

## 2. 対象範囲

日本国内において流通する、日科協傘下の会員企業が製造・輸入している全ての水銀使用製品を対象とします。

## 3. 情報提供の在り方

日科協傘下会員企業が製造・輸入している全ての水銀使用製品は、主に一般の消費者向けに販売される製品ではなく、事業者向けに販売される製品であることや、複数の商社を介して最終ユーザに販売される製品であることなどの製品の特性を鑑みて、製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資すると考えられる以下の表示等の提供を推進します。

### (1) 今後、製造・輸入する製品

#### ①製品本体への表示

製品本体に銘板等の手段を用いて、以下の事項の表示を推進します。

- ・製品に水銀を使用していることの表示

#### ②ケースやパッケージ、取扱い説明書、パンフレット、カタログ、ウェブページへの表示、製品を収納するケースやパッケージ、また、表示等を提供するスペースを広く取れる箇所に、以下の事項の表示を推進します。

- ・製品に水銀を使用していること
- ・水銀は高い毒性を有する物質であることから、正しい使用が必要であること
- ・廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと

#### ③流通形態を踏まえた告知

日科協の傘下会員企業が製造・輸入している全ての水銀使用製品は、大半が商社など複数事業者を介して、最終ユーザに販売されています。

この流通形態を踏まえて、製品を販売する際には、以下の情報を記載した告知文書を提供し、本告知文書が最終ユーザまでに涉るよう依頼します。

- ・製品に水銀を使用していること
- ・水銀は高い毒性を有する物質であることから、正しい使用が必要であること
- ・廃棄等の際は、適正に分別し、排出することが必要なこと

(2) 既に国内に流通している製品

「(1) 今後、製造・輸入される製品」の推進事項のうち、①、②(ケースやパッケージ、取扱い説明書)を除く、②(パンフレット、カタログ、ウェブページ)、③流通形態を踏まえた告知を推進します。

4. 情報提供の開始時期

日科協・自主ガイドラインの発行日となる2016年12月12日から実施します。

2016年12月12日  
一般社団法人 日本科学機器協会  
会長 矢澤 英人